

男鹿市規則第3号

政治倫理の確立のための男鹿市長の資産等の公開に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(政治倫理の確立のための男鹿市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための男鹿市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成17年男鹿市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報告書の訂正) 第9条 報告書を訂正しようとする場合には、男鹿市長(次条において「市長」という。)は、訂正届を作成し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字体を残さなければならない。	(報告書の訂正) 第9条 報告書を訂正しようとする場合には、男鹿市長(次条において「市長」という。)は、訂正届を作成し、訂正の箇所に <u>認印するとともに</u> 、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字体を残さなければならない。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

(男鹿市公印規則の一部改正)

第2条 男鹿市公印規則(平成17年規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

公 印 持 出 簿

総務課長	班長	担当	持出理由	持出年月日	所属	持出者氏名	返納年月日	担当

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(男鹿市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 男鹿市情報公開条例施行規則(平成17年男鹿市規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「印」を削る。

(男鹿市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第4条 男鹿市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成17年男鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号から様式第8号の様式中「㊟」を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「㊟」を削る。

様式第12号及び様式第13号中「印」を削る。

様式第14号から様式第16号の様式中「㊟」を削る。

様式第17号(1)及び様式第17号(2)中「印」を削る。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部改正）

第5条 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成17年男鹿市規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式中「職・氏名 印」を「職・氏名」に改める。

（男鹿市表彰条例施行規則の一部改正）

第6条 男鹿市表彰条例施行規則（平成17年男鹿市規則第172号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「男鹿市長」を「男鹿市」に改め、「印」を削る。

（男鹿市職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第7条 男鹿市職員の退職管理に関する規則（平成28年男鹿市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び「平成」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。